

## グリーン熱認証料金規定

本料金規定は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が実施するグリーンエネルギー認証業務におけるグリーン熱量認証の料金内容を規定するものである。

### 1. 適用

料金の適用は、熱設備認定申請日、熱量認証申請日、契約日及びマーク使用日を基準とする。

### 2. 料金構成

料金は以下のとおりとする。

熱量認証申請料	電力量認証申請された熱量に単価を乗じた料金。
設備認定申請料	熱設備認定申請された設備容量に単価を乗じた料金。
年間登録料	申請者 1 団体あたりの契約登録した年度の料金。 なお、新規登録者の年間登録料は、新規申請者審査料を差し引いた額とする。
認証機関マーク使用料	四半期ごとのグリーン熱証書の発行状況報告に基づき、グリーン熱証書発行熱量に単価を乗じた料金。
新規申請者審査料	機構と契約していない事業者からの申請について、証書発行事業者としての適格性審査を行うための料金。

### 3. 料金単価表

太陽熱における料金単価表は以下のとおりとする。

熱量認証申請料	0.006 円/MJ
太陽熱設備認定申請料	5 円/m <sup>2</sup> （太陽熱集熱面積）
年間登録料（太陽熱認定設備なし）	10 万円/団体
年間登録料（太陽熱認定設備登録累計 2,000 m <sup>2</sup> まで）	20 万円/団体
年間登録料（太陽熱認定設備登録累計 2,000 m <sup>2</sup> 超）	40 万円/団体
認証機関マーク使用料	0.014 円/MJ
新規申請者審査料	10 万円/件

上記料金単価には、消費税及び地方消費税を含まない。

雪氷エネルギーにおける料金単価表は以下のとおりとする。

熱量認証申請料	0.006 円/MJ
雪氷エネルギー設備認定申請料	2 円/t（設計貯雪氷量）
年間登録料（雪氷エネルギー認定設備なし）	10 万円/団体
年間登録料（雪氷エネルギー認定設備登録累計 15,000t まで）	20 万円/団体
年間登録料（雪氷エネルギー認定設備登録累計 15,000t 超）	40 万円/団体
認証機関マーク使用料	0.014 円/MJ

新規申請者審査料	10 万円/件
----------	---------

上記料金単価には、消費税及び地方消費税を含まない。

バイオマス熱における料金単価表は以下のとおりとする。(1kWh=860kcal=3.6MJ 換算)

熱量認証申請料	0.006 円/MJ
バイオマス熱設備認定申請料	100 円/kW (熱出力)
年間登録料 (バイオマス熱認定設備なし)	10 万円/団体
年間登録料 (バイオマス熱認定設備登録累計 1,000kW まで)	20 万円/団体
年間登録料 (バイオマス熱認定設備登録累計 1,000kW 超)	40 万円/団体
認証機関マーク使用料	0.014 円/MJ
新規申請者審査料	10 万円/件

上記料金単価には、消費税及び地方消費税を含まない。

#### 4. 請求金額の計算

機構は、太陽熱、雪氷エネルギー及びバイオマス熱のそれぞれについて、その請求の都度、熱設備認定申請料、熱量認証申請料、年間登録料、認証機関マーク使用料、新規申請者審査料ごとに第3項に基づき計算される金額に、最新の消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額(小数点以下切り捨て)を請求するものとする。

#### 5. 支払い方法

申請者への料金の請求は毎四半期末に行うものとし、申請者はこの請求に従い支払いを行う。  
なお、支払い手数料は支払い者が負担する。

#### 6. 支払い期日

支払い義務者は、別途定めのない限り、請求書発行から 30 日以内に機構指定の口座に料金を支払わなければならない。

支払いが遅延した場合は必要な措置を講ずる。

#### 7. 料金規定の改定

本料金規定については、機構の業務量・収支状況や認証熱量等を考慮した上で、作成するものとする。

本料金規定の改定は、申請者会合に諮った後に実施する。

以上

#### 附 則(2018 年 8 月 1 日制定)

1. この規定は、2018 年 8 月 1 日より施行する。

附 則(2019年3月7日改定)

1. この規定は、2019年4月1日より施行する。